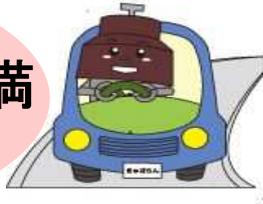


交通災害共済会員募集中

年会費
大人 18歳未満
500円 100円



川口市マスコット「きゅぼらん」

！ご注意ください！
この制度は埼玉県条例で
自転車を運転するときに
加入が義務付けされている
自転車損害保険等には
該当しません。

※本制度は交通事故にあった会員にその傷害の程度や治療の日数などに応じて見舞金が支給される制度です。自転車保険ではありませんので損害賠償の補償や弁護士費用補償はついていません※

●加入できる方は

川口市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

●会費は

年額 大人 500円 18歳未満 100円

※次の方は、会費免除で自動的に会員となります。

- ・生活保護を受けている方
- ・新小学1年生
- ・準要保護児童生徒の認定を受けている方
- ・中国残留邦人等生活支援給付を受けている方

●共済期間は

- ・毎年4月1日から翌年3月31日まで。（4月1日以降の加入は申込受付時から。）
- ・市外へ転出した場合は無効になります。ただし、共済期間内に再び市内に転入した場合は、その時から有効になります。また、会費の返還はできません。

●車両が関わる交通事故が対象

- ・自動車、バイク、自転車（小児用自転車を除く）などの車両による事故。
- ・自転車（小児用自転車を除く）で走行中に転倒し、受傷した事故。
- ・電車、バス等の車両及び船舶、航空機の運行上による事故。（事業者の証明が必要になります。）

●事故にあったときは

自動車事故はもちろん、自転車の単独事故などの軽い事故でも、必ず、最寄りの交番や警察署へすぐに届け出てください。

届け出がないと交通事故証明書が発行されず、見舞金の請求ができません。

●請求期限

事故発生日から1年以内です。

治療が1年以上になる見込みの場合は、治療途中での1年以内の時点で見舞金の請求をしてください。その時点での日数等に応じて見舞金を支給いたします。その後、治療状況により上位の等級に該当することとなった場合は、再度手続きをしていただき、その差額を支給いたします。

●お申し込みは

くらし安全課（川口市役所第一本庁舎5階）、
各支所、各駅前行政センターの窓口で受付しています。

また、右下のQRコードから電子申請でお申し込みもできます。

（電子申請の場合会費納入はクレジットカード決済またはPayPay決済のみとなります。）

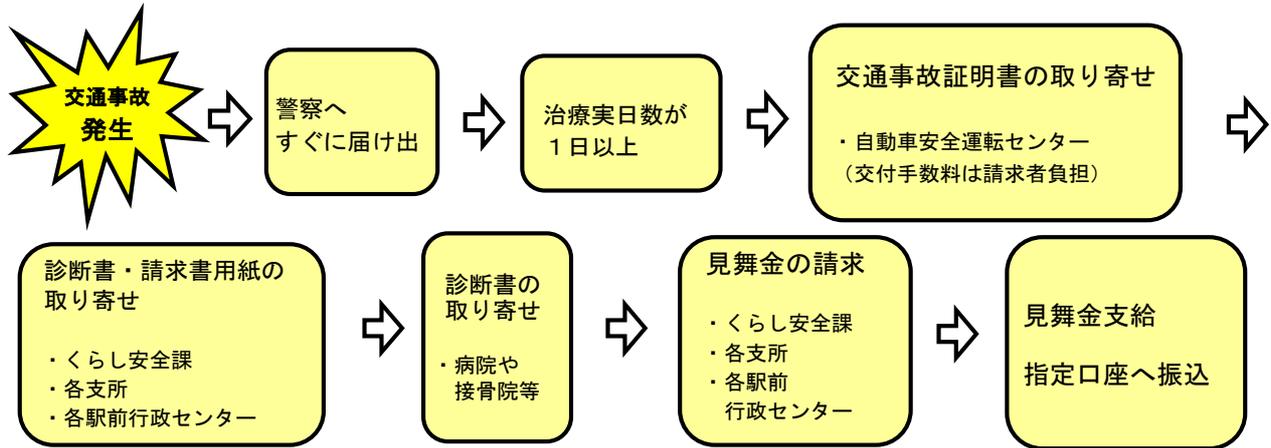
【お問い合わせ】

川口市役所 くらし安全課 交通安全係
電話 048-259-9023

制度の概要や
電子申請は
コチラ ⇒



●見舞金を受けるときは



●共済見舞金

- ・交通事故にあわれ、受傷し、医療機関を受診した場合に、「共済見舞金額表」に応じて見舞金が支給されます。
- ・見舞金の等級については、治療期間及び治療実日数（入院日数、通院実日数、投薬日数、ギブス固定等の日数）により計算し、決定いたします。
- ・損害賠償や治療費を補てんする制度ではありません。損害賠償等に対する補償がある自転車用等の保険については、民間の保険会社へお問い合わせください。

共済見舞金額表

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡又は重度障害の後遺症※	150万円
2	治療期間が1年以上かつ治療実日数が240日以上の傷害	32万円
3	治療期間が6月以上かつ治療実日数が120日以上の傷害	15万円
4	治療期間が3月以上かつ治療実日数が60日以上の傷害	6万円
5	治療期間が2月以上かつ治療実日数が40日以上の傷害	3万5千円
6	治療期間が1月以上かつ治療実日数が20日以上の傷害	2万5千円
7	治療実日数が7日以上の傷害	2万円
8	治療実日数が7日未満の傷害（通院1日から対象）	1万5千円

※ 「重度障害の後遺症」とは身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級の障害をいいます。

●入院見舞金

交通事故にあわれ、事故から1年以内に入院し、かつ30日を超えて入院している方に対し、30日を超える日1日につき500円が支給されます。

●診断書料助成金

共済見舞金の請求に必要な診断書を原本で提出し、その領収書の原本を添付した場合、1診療機関あたり5,000円を限度に実費額が助成されます。ただし、共済見舞金が支給される場合に限りです。

川口市では、交通災害共済の加入に関係なく、遺族に対し交通災害弔慰見舞金、交通遺児年金の支給を行っています。該当する場合は、くらし安全課へお問い合わせ下さい。（どちらも申請が必要です）

・交通災害弔慰見舞金 交通事故で死亡した場合20,000円が支給されます。

・交通遺児年金

父母またはそのどちらかが交通事故により死亡した遺児（0歳～遺児が在学し18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者（市内に1年以上居住している同一世帯の方）に対し、遺児1人につき月額10,000円が支給されます。